西条市自転車ネットワーク計画 (案)

2024年2月

愛媛県西条市

目 次

		貝
第1章	はじめに	
1-1.	計画の背景と目的	1
1-2.	計画の位置付け	3
1-3.	計画の期間	3
1-4.	計画の区域	4
第2章	基本方針、計画目標の設定	
2-1.	自転車利用に関連する計画等	4
2-2.	自転車交通に関する現状と課題	13
2-3.	基本方針と計画目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第3章	路線の選定	
3-1.	全体計画と重点整備エリア(路線)	27
3-2.	全体計画(路線)の選定	27
3-3.	重点整備エリア(路線)の選定	29
第4章	自転車通行空間の整備形態の選定	
4-1.	. 整備形態の種類	33
4-2.	. 整備形態の選定	37
第5章	自転車利用ルールの周知徹底	
5-1.	利用ルール周知によるマナー向上	41

第1章 はじめに

1-1 計画の背景と目的

1-1-1 計画の背景

自転車は、日常生活における身近な移動手段として、子どもから高齢者まで多くの人に利用されている。一方、道路交通法では自転車の通行方法について明記されているが、ルールやマナーに対する意識が低いことから、危険な自転車利用が多くみられるのが現状である。

国土交通省・警察庁は平成 24 年 11 月に合同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を平成 28 年 7 月に改訂し、自転車ネットワーク計画策定の早期進展と安全な自転車通行空間の早期確保を促進している。

近年の高まりつつある自転車ニーズにあわせ、自転車の活用による環境負荷の軽減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を軽減することによって、公共の利益の増進に資することなどを基本理念とする『自転車活用推進法(以下、「法」という。)』が平成29年5月に施行された。

さらに、平成30年6月には、同法に基づく『自転車活用推進計画』が閣議決定された。また、同法第10条及び11条において、「都道府県(市町村)は、自転車活用推進計画を勘案し、当該都道府県(市町村)の区域の実状に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるように努めなければならない。」と記されており、『地方版自転車活用推進計画』の策定が推進されている。

H19. 7 自転車安全利用五則(警視庁)

・「自転車は車両として車道走行」とすることを改めて明示

H23.11 良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進(警視庁)

・自転車の車道走行に関する更なる徹底

H24.11 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」策定

- H28. 7 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」改訂(国土交通省·警察庁)
 - ・自転車ネットワーク計画・整備のための手順等をマニュアル化
- H29. 5 自転車活用推進法 施行
- H30. 6 「自転車活用推進計画」閣議決定
 - R3. 5 「第2次自転車活用推進計画」閣議決定

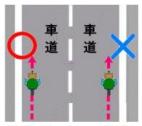
図 自転車利用等に係る主な取組経緯

守っていますか? 自転車安全利用五則

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両と位置づけられていま 信号機のある交差点では、必 ライトは周囲から見てもらうため す。歩道と車道の区別があるところは ず信号を守りましょう。 車道通行が原則です。必ず左側を通 行しましょう。

また、自転車歩行者道では、車道側を しょう。 徐行で通行し、歩行者の通行を妨げる 場合、一時停止しなければなりませ ん。





4安全ルールを守る

飲酒運転は、自転車も厳罰! 飲んだら乗らない、乗らせない。



②交差点では信号と一時 停止を守って、安全確認

一時停止標識のある交差点 では、必ず一時停止し、安全確 認をしましょう。

③夜間はライトを点灯

にも効果があります。

歩行者・自転車専用信号があ 夜間、自転車で道路を走るとき る交差点はその信号に従いま には、必ずライトを点灯しましょ う。









⑤ヘルメットを着用

自転車事故で亡くなられた方の多くが頭部を負傷しています。 全ての世代でヘルメットを着用しましょう。





自転車安全利用五則(出典:愛媛県警察 HP)

1-1-2 計画の目的

西条市においても、自転車の通行空間は歩道上または車道上と一貫性がなく、自転車乗用中の事故は学校やその他主要施設が立地する市の中心部エリアで多発しており、自転車利用者の早急な安全対策が求められている。

このような状況のもと、安全で快適な自転車走行空間の整備を進めるため、『地方版自転車活用推進計画』における「西条市自転車ネットワーク計画」を策定する。

「自転車ネットワーク計画」とは、安全で快適な自転車通行空間(自転車が通行するための道路、又は道路の部分をいう。)を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、整備形態等を示した計画をいう。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、愛媛県自転車新文化推進計画や西条市都市計画マスタープラン等の上位計画や関連計画及び、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、 自転車通行空間の安全性、快適性の向上が図られる整備について長期的な整備方針 を定める。

4) 計画の位置付けの整理

- a. 国の推進計画及び地方版推進計画との関連
- ▶ 都道府県は、国の推進計画を勘案するとともに、周辺の地方版推進計画との整合を図り計画を定める必要がある。
- ▶ 市町村は、国の推進計画及び都道府県の地方版推進計画を勘案するとともに、地域の実情に応じて、周辺の地方版推進計画との整合を図る必要がある。
- b. 自転車に関する既存計画との関連
- ▶ 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく 「自転車ネットワーク計画」及び地域のニーズに応じた駐輪場 整備計画を、地方版推進計画内に位置付けることを検討する。
- その際、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の 総合的推進に関する法律に基づく「自転車等の駐車対策に 関する総合計画」が既に策定済みである場合には、整合性に留意する。
- ▶ また、自転車の通行空間の確保は、自転車活用推進の基本であるため、特に市町村の地方版推進計画においては、自転車ネットワーク計画を位置付けることを基本とするべきである。

※ 国土交通省資料より

地域のニーズを

踏まえた

駐輪場整備計画

白転車

ネットワーク計画

図 自転車ネットワーク計画の位置付け

1-3 計画の期間

本計画の期間は、2024年(令和6年度)から2033年(令和15年度)までの概ね10年間とする。

ただし、関連法、上位計画や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直 しを行う。

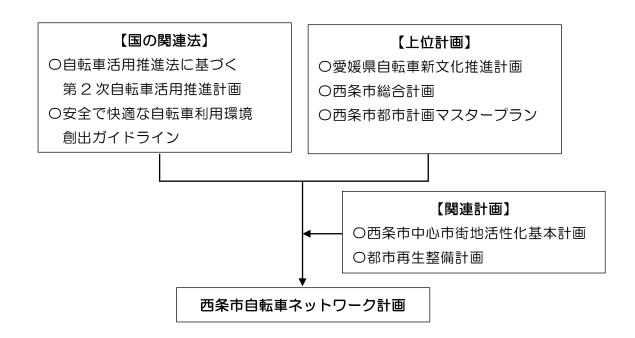
1-4 計画の区域

本計画の区域は、市内全域を対象とする。

第2章 基本方針、計画目標の設定

2-1 自転車利用に関連する計画等

自転車は、道路交通法で軽車両として位置づけられている。「自転車は『車両』であり車道通行が原則」という考えのもと、自転車ネットワーク計画を検討する上で、自転車利用に関連する国の計画や、愛媛県や西条市の上位計画及び関連計画には、次のようなものがある。



2-1-1 国の関連法

自転車活用推進法に基づく第2次自転車活用推進計画 [策定年:令和3年5月]

計画の概要

法の基本理念等を踏まえ、自転車の活用の推進に関する目標 と、目標達成のために実施すべき施策を明記。

施策の着実な実施のための、計画期間中に講ずるべき具体的な 措置を明記。

日標と施策



持続可能な社会の実現に向け、自転車の活用の推進を一層図る

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

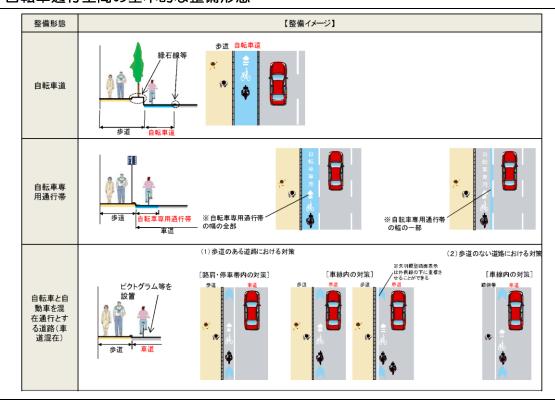
○関係者の連携・協力 ○計画のフォローアップと見直し ○調査・研究、広報活動等

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン [策定年:平成28年7月]

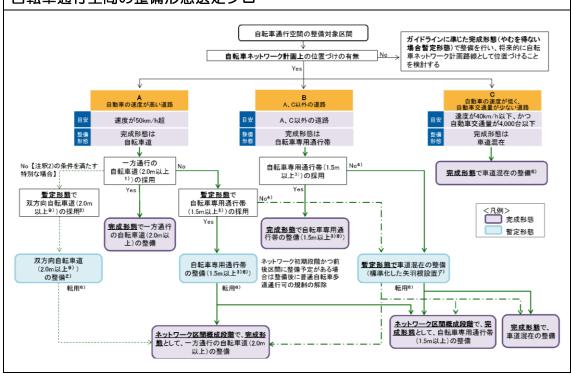
計画の概要

道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成や その整備、通行ルールの徹底等を進められるように、『自転車ネットワーク形成の進め方』『自転車通行空間の設計』について示 したものである。

自転車通行空間の基本的な整備形態



自転車通行空間の整備形態選定フロー



2-1-2 上位計画

愛媛県自転車新文化推進計画

[策定年:平成31年3月]

計画の概要

県の第3期アクションプログラムの策定に合わせて、自転車新文化の更なる拡大・深化に向けて、新たな取組を含めた自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、基本となる目標を設定した計画。

自転車通行空間の整備及び自転車ネットワーク

愛媛県自転車新文化推進計画においては、市町に対し、自転車ネットワーク計画及び地方版自転車活用推進計画の策定を働きかけ、自転車はもとより、歩行者にもやさしい環境の整備に取り組む方針となっている。

具体的には、全ての自転車利用者が安全・快適に 通行できるよう<u>自転車道や自転車通行帯、車道混</u> **在などの整備**が計画されている。

さらに、「愛媛マルゴト自転車道(28 コース)」 について先進的なサイクリング環境の整備を目指し たモデルルートとして位置づけ、更なる利便性の向 上を図ることとしている。

西条市市街地周辺においても【水めぐりサイクリングコース】が整備されている。なお、このコースには、西条市観光物産協会が策定した【サイクリング市街地モデルコース サイクリングまっぷ】も反映されている。









第2期西条市総合計画

[策定年:平成27年3月]

計画の概要

西条市が目指す将来都市像『人がつどい、まちが輝く、快適環 境実感都市』とまちづくりの基本目標を示し、それをいかにして 実現していくかを明らかにするもので、西条市が定める計画の最 上位に位置する。

自転車関連

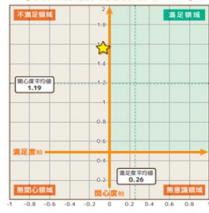
第1節 交通体系の整備

\ みんなで実現しよう //

- 離もが安全で快適に移動することができる地域社会
- 良好な都市景観に配慮した道路のある地域社会
- 防災・減災に配慮した道路のある地域社会

まちづくり指標 (めざそう値)			
指標	基準値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	
住みやすいと回答する市民の割合を向上します	38.5%	60.0%	

【市民の満足度・関心度 領域マップ】





安全で安心な道路ネットワーク

めざそう値を達成する ★ 市民の交通体系の整備に関する満足度向上 ポイントはここだ! ★ 最適な公共交通サービスの提供 (施策の決定要因) (公共交通サービス利用者1人あた

(施策の決定要因)

(公共交通サービス利用者1人あたりの運行経費の低下)



施策の内容

(1) 道路ネットワークを構築します

誰もが安全で快適に移動することができるよう、道路施設を適切に維持管理しながら、通行が危険な箇所 の安全対策や、渋滞緩和の取り組みにより、安全で安心な道路ネットワークを構築します。

成果指標(KPI)	基準値	目標値(令和6年度)
都市計画道路および生活道路の整備をすすめます (累計)	0km (令和元年度)	8km (令和2~6年度)
対象となる橋りょうの移繕をすすめます(累計)	39橋 (令和元年度)	66橋
対象となる橋りょうの耐震化をすすめます(累計)	5橋 (令和元年度)	13概

西条市都市計画マスタープラン

[策定年:平成21年3月]

計画の概要

まちづくりの理念となる「西条市総合計画」などを踏まえ、西 条市の目指す魅力的な都市づくりをさらに展開すべく、住民・事 業者等の参加のもとで、まちづくりを進めることを目的に概ね 20年後の都市の姿を展望しつつ、将来の土地利用、道路、公園 整備など都市計画に関する基本的な方針を定めた計画である。

自転車関連

道路整備に関する西条市の課題として、「歩行者や自転車の安全な通行のための 道路整備(歩道の整備・拡張、段差解消)や狭い道路の拡幅や舗装道路(生活道 路)の整備を望む」が挙げられている。

将来都市構造による都市づくりとして、JR 伊予西条駅北側を将来も人・もの・情報が集い、魅力とにぎわいのある都市の顔としての「都市拠点」と位置づけ、商業・都市福利機能などの拡充、にぎわい空間の創出及び交通機能の強化などによる都市機能の集積・更新を図るものとしている。また、JR 壬生川駅周辺は、既存ストックの活用と併せて、新たな都市機能の集積、定住環境の創出を図り、地域の活性化を図るものとしている。

交通施設整備の基本的な考え方として、誰でも安全・快適に移動できる交通網の確立を目標として、幹線道路網の整備とともに、生活道路や歩行者・自転車道の整備や公共交通機関の充実など、人に優しい交通体系の確立を目指す。特に、市街地部については、他の地域より中心市街地へ車や徒歩・自転車等で気軽に来訪できる軸づくりを進めることとしている。壬生川地区においては、自転車環境モデル地区の指定を受けたことにより、JR 壬生川駅正面線の自転車道の整備を行い、歩行者と自転車を分離することにより、歩行者・自転車の安全で快適な通行を目指す。



2-1-3 関連計画

西条市中心市街地活性化基本計画

[変更年: 平成 26 年 3 月]

計画の概要

西条市の中心市街地における現状と課題を踏まえ、活性化に向けた基本理念《「水と元気の源"うちぬき"空間」の創造》を目指す。

西条市中心市街地活性化の目標

区域内に点在する観光拠点や都市施設を有機的に結び、レンタサイクルなどの回遊しやすい取組と連携し、観光客や地域住民が集うことによる活性化を目標とし、 事業を進めていく。

「レンタサイクル事業」「アクアトピア悠歩事業」「鉄 道歴史パーク inSAIJO」による回遊性の向上

「レンタサイクル事業」「まちかど博物館整備事業」による回遊性の向上

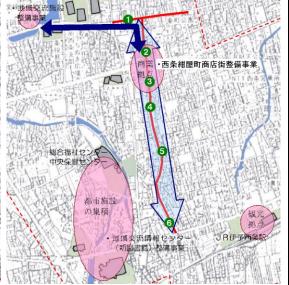




「地域交流情報センター(新図書館)整備事業」による歩行者・自転車通行量の増加

「地域交流施設整備事業」による歩行者・自転車通行 量の増加





2-2 自転車交通に関する現状と課題

2-2-1 西条市の交通状況

西条市の管理する市道において、道路交通量調査委託業務(平成30年度)を実施 し、12時間自動車、自転車交通量および歩行者通行量を調査した成果を次図に示す。

• 西条市東部地区(西条地区)の市街地では、断面自転車交通量が 500 台/日以上 の箇所が存在する。

調査箇所 No.22:公園通り【市道国道朔日市線】

調査箇所 NO.7:くすのき通り【市道古川玉津橋線】

調査箇所 No.11 西条東中学校北側道路【市道飯岡玉津 2 号線】

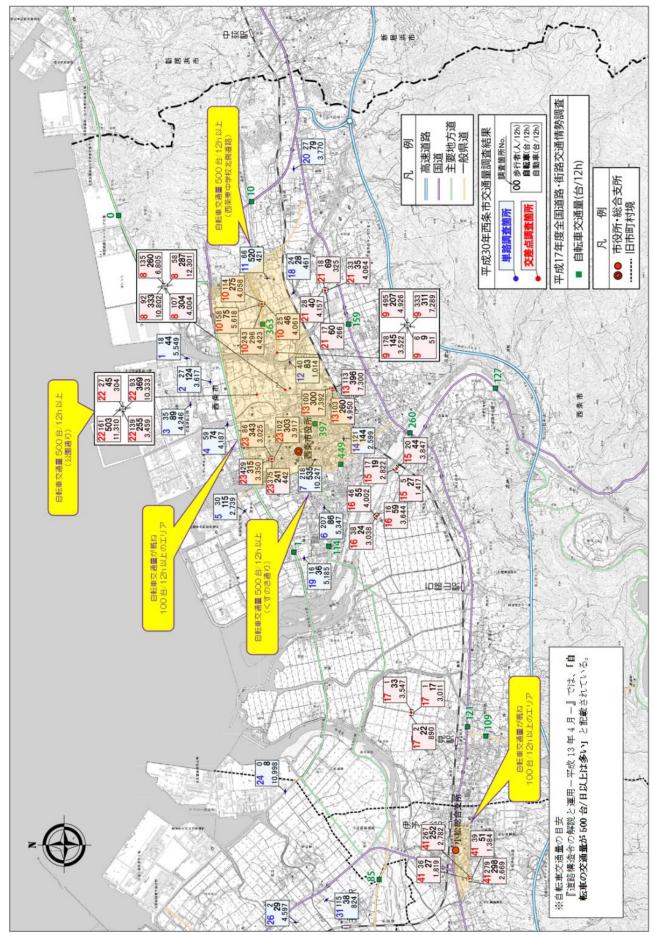
- •西条市東部地区(西条地区)公園通り【市道国道朔日市線】(調査箇所 No.8, No.22) は、断面自動車交通量が 10,000 台/12h 以上あり、市内でも交通量が多い路線であるといえる。
- 西条市西部地区(東予地区)では、JR 壬生川駅西側のエリアで自転車交通量が比較的多い。

調查箇所 No.28【市道楠浜北条線·市道北条周布線】

調查箇所 No.29【市道楠浜北条線·市道壬生川丹原線】

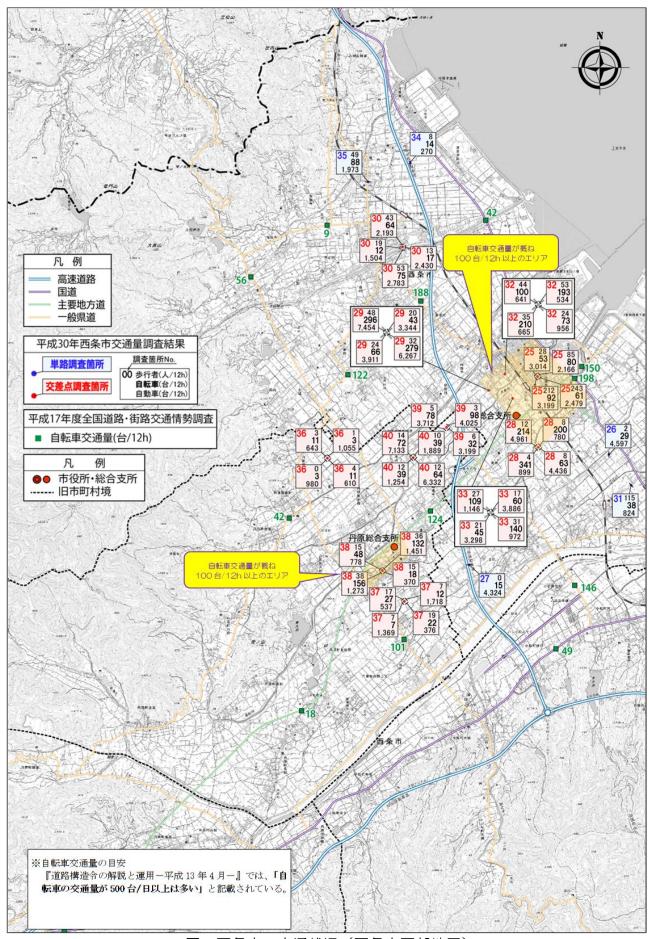
調查箇所 No.32【市道壬生川丹原線·市道平和通線】

・西条市西部地区では、調査箇所 No.29【市道楠浜北条線・市道壬生川丹原線】、 No.40【市道周布吉岡線・市道横川線】で自動車交通量が比較的多いが、6,000~ 8,000台/12h程度である。JR 壬生川駅周辺のエリアは、東部地区に比べて、相 対的に交通量は少ない。



国土地理院電子地形図(タイル)

図 西条市の交通状況(西条市東部地区)



国土地理院電子地形図(タイル)

図 西条市の交通状況(西条市西部地区)

2-2-2 小中学校の通学路状況

西条市内のすべての中学校において、自転車通学が認められている。小学校については、遠方から通学する一部の児童に対し、4つの小学校で自転車通学が認められている。

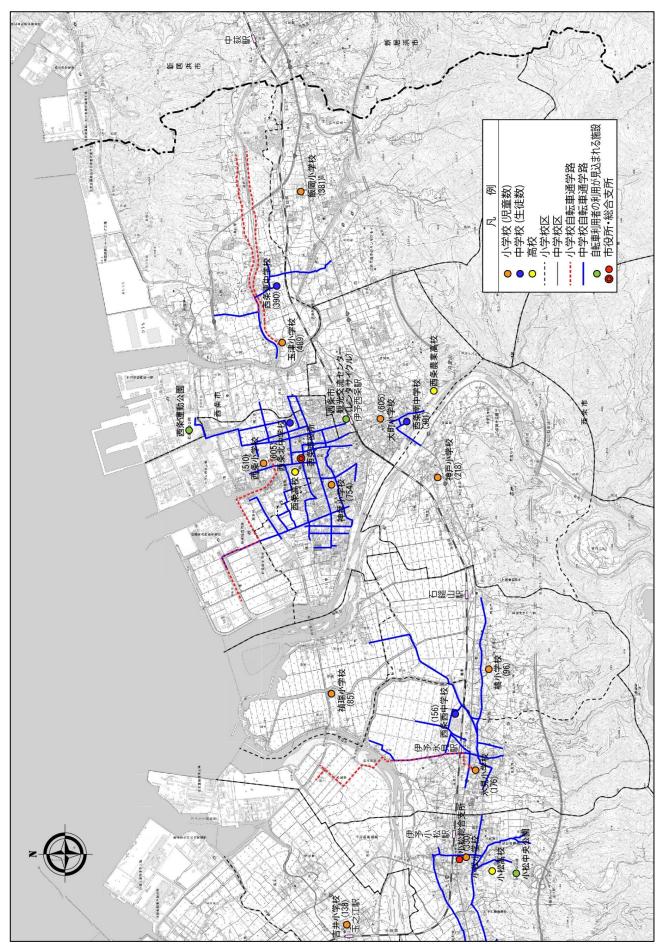
- ・西条市東部地区(西条地区)では、玉津小学校(西条東中学校区)、西条小学校(西 条北中学校区)、氷見小学校(西条西中学校区)において、一部の児童が自転車通 学となっている。
- ・西条市西部地区(東予地区)では、国安小学校(東予西中学校区)において、一部 の児童が自転車通学となっている。
- 中学校では、すべての学校で自転車通学が認められており、特に JR 伊予西条駅北の市街地部(西条市東部地区)における主要な道路は、概ね西条北中学校の自転車通学路となっている。

市立小中学校の児童・生徒数(単位:人)

No	学校名	児童数
1	西条小学校	★ 498
2	神拝小学校	★ 698
3	大町小学校	★ 546
4	玉津小学校	★ 518
5	飯岡小学校	313
6	神戸小学校	189
7	禎瑞小学校	66
8	橘小学校	85
9	氷見小学校	151
10	壬生川小学校	252
11	周布小学校	148
12	吉井小学校	129
13	多賀小学校	267
14	国安小学校	167
15	吉岡小学校	135
16	三芳小学校	91
17	楠河小学校	82
18	庄内小学校	62
19	丹原小学校	240
20	徳田小学校	34
21	田滝小学校	13
22	田野小学校	76
23	中川小学校	82
24	小松小学校	274
25	石根小学校	91
合計		5,207

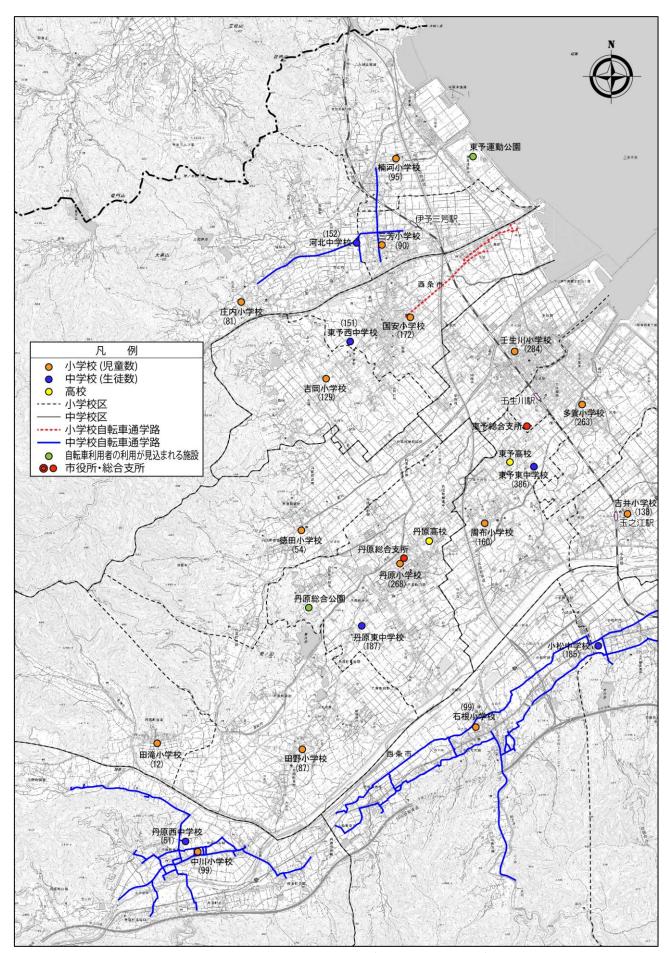
No	学校名	生徒数
1	西条東中学校	* 406
2	西条西中学校	176
3	西条南中学校	* 387
4	西条北中学校	★ 600
5	東予東中学校	* 394
6	東予西中学校	156
7	河北中学校	122
8	丹原東中学校	193
9	丹原西中学校	45
10	小松中学校	218
合計		2,697

★:約400人以上の小中学校



国土地理院電子地形図(タイル)

図 小中学校の通学路状況(西条市東部地区)



国土地理院電子地形図(タイル)

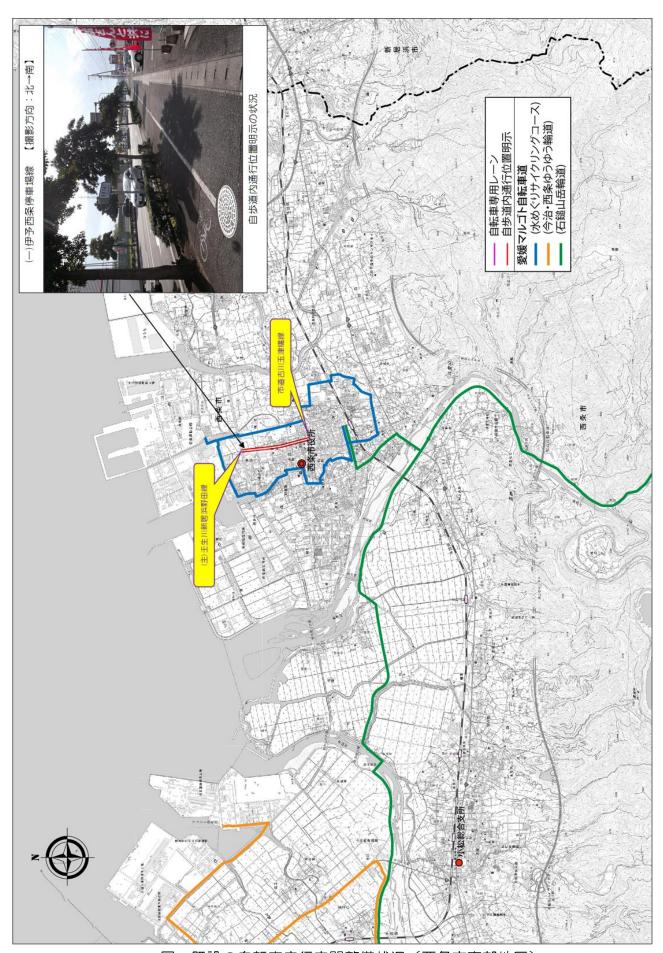
図 小中学校の通学路状況(西条市西部地区)

2-2-3 既設の自転車走行空間整備状況

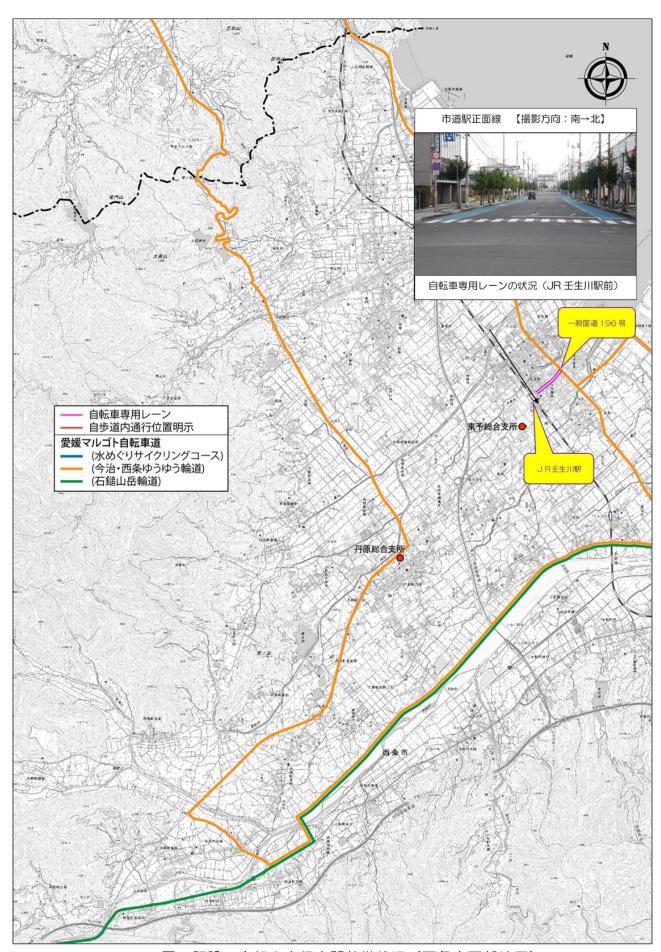
西条市内の一部の道路で、既に自転車走行空間が整備されている路線があり、次図の通りである。

- ・西条市内には、愛媛マルゴト自転車道の3つのルートが県の事業により整備されている。(石鎚山岳輪道、今治・西条ゆうゆう輪道、水めぐりサイクリングコース)く 2-1-2 上位計画(愛媛県自転車新文化推進計画)参照>
- 西条市東部地区(西条地区)では、西条市役所東側の一般県道伊予西条停車場線(主要地方道壬生川新居浜野田線交差点~市道古川玉津橋線交差点)で、自歩道内に 『自転車通行区分』が整備されている。
- 西条市西部地区(東予地区)では、市道駅正面線(JR壬生川駅から一般国道 196 号までの区間)で、『自転車専用レーン』が整備されている。
 - < 2-1-3 関連計画(都市再生整備計画(壬生川地区))参照>





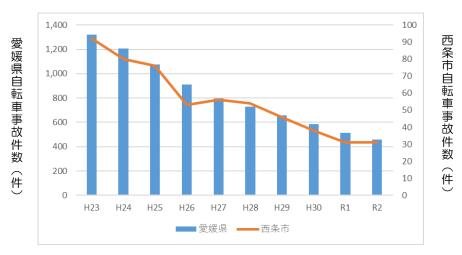
園土地理院電子地形図(タイル) 図 既設の自転車走行空間整備状況(西条市東部地区)



園土地理院電子地形図(タイル) 図 既設の自転車走行空間整備状況(西条市西部地区)

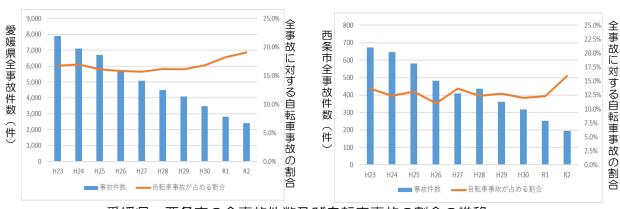
2-2-4 自転車関連事故の発生状況

西条市内の自転車関連の交通事故件数は、県全体とともに減少傾向にあり 10 年間で約3割に減少している。



愛媛県・西条市の自転車交通事故推移

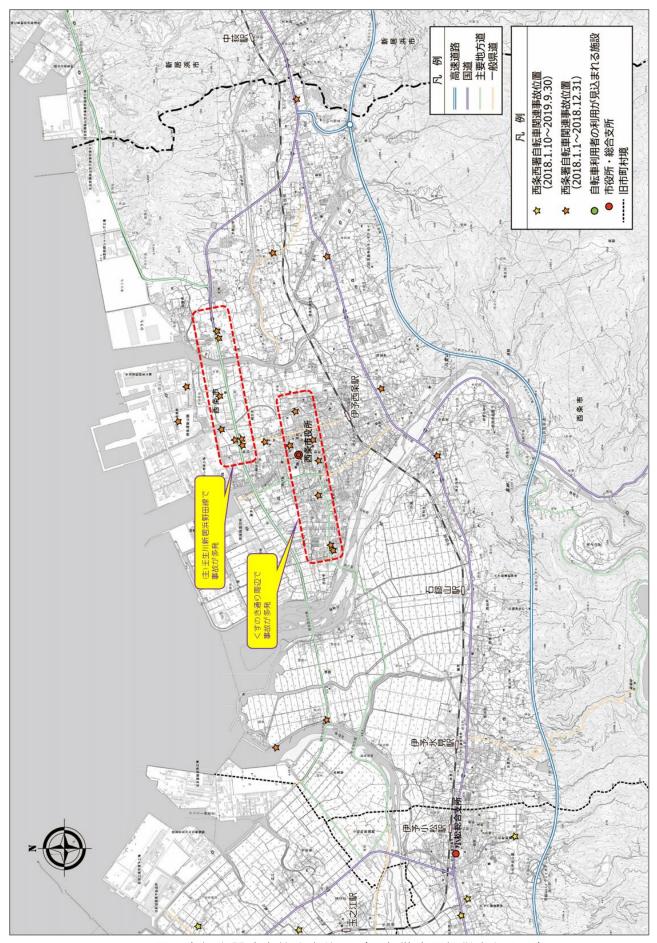
西条市内の全交通事故に対する自転車関連事故の割合は、県全体とともに増加傾向にあり、自転車関連事故低減への安全対策が必要となっている。



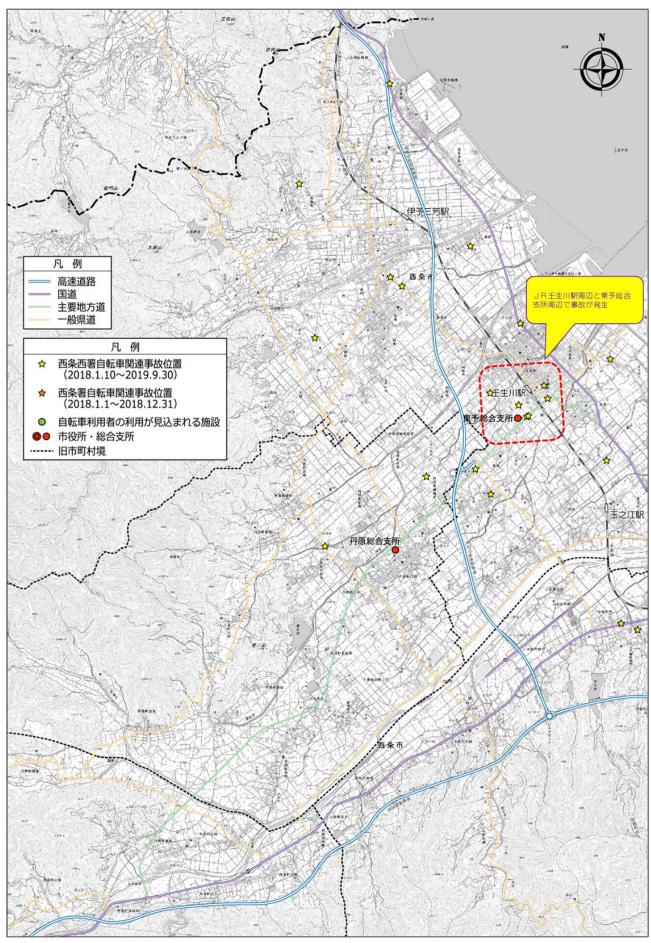
愛媛県・西条市の全事故件数及び自転車事故の割合の推移

西条警察署及び、西条西警察署管内における自転車関連事故が発生した箇所については、次図の通りである。

- ・西条警察署管内では、主要地方道壬生川新居浜野田線やくすのき通り【市道古川玉津橋線】周辺で自転車関連事故が多数発生している。
 - < 西条警察署提供資料(2018.1.1~2018.12.31)>
- 西条西警察署管内では、JR壬生川駅周辺および東予総合支所周辺で自転車関連事故が発生している。
 - < 西条西警察署提供資料(2018.1.10~2019.9.30) >



園土地理院電子地形図(タイル) 図 自転車関連事故発生状況(西条警察署提供資料より)



国土地理院電子地形図(タイル) 図 自転車関連事故発生状況(西条西警察署提供資料より)

2-2-5 現状から抽出した課題

西条市の上位計画や関連計画及び、自転車利用の現状把握を基に、課題を抽出する。

【課題 1:上位計画、関連計画の推進】

「西条市都市計画マスタープラン」において【生活道路や歩行者・自転車道の整備】、 「西条市中心市街地活性化基本計画」において【観光拠点や都市施設を有機的に結んで レンタサイクルによる回遊性向上】が計画目標とされているが、整備は進んでいない。

【課題2:自転車通行空間のネットワーク化】

「西条市都市計画マスタープラン」において、自転車環境モデル地区(壬生川地区)の指定を受け、JR 壬生川駅正面線の自転車専用レーンの整備が、(一)伊予西条停車場線では、自転車通行空間が一部区間(自歩道内通行位置明示)で整備されているが、部分的な整備であるためネットワーク機能を有していない。

【課題3:歩行者と自転車の安全性確保】

西条地区の市街地は自転車交通量も多く自転車関連事故が多発している。さらに、中学校の通学路に指定されている道路が多数存在する。また、東予地区の市街地でも自転車関連事故が多発している。これらのエリアは、自転車通行空間が整備されておらず自転車と歩行者の安全性が確保されていない。



国土地理院電子地形図(タイル)

2-3 基本方針と計画目標の設定

2-3-1 基本方針・計画目標

自転車利用の現状から抽出した課題から、西条市における自転車ネットワーク計画策定の基本方針や計画目標を設定する。

西条市の目指す将来都市像 ⇒

『 人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市 』

く 基本方針 >

自転車通行空間の安全性・利便性の 向上を図る自転車ネットワーク

◆安全性の向上

〇通学路において自転車事故が多発している路線を整備することで、自転車利用者 の安全性向上を図る。

◆利便性の向上

- 〇主要施設(鉄道駅、学校、公園、レンタサイクル店 等)を結び自転車利用者の 利便性向上を図る。
- 〇上位計画・関連計画が掲げる、西条市の将来像実現に向けた自転車ネットワーク を策定する。

<計画目標>

- ① 安全な通行空間の確保 自転車通行空間を整備することにより、歩行者、自動車にも安全な道路空間となる。
- ② 利用促進・地域の活性化 市内の自転車通行空間を整備し、更に既設の「愛媛マルゴト自転車道」や隣接 する自治体の自転車ネットワーク計画路線を活用して広域的なエリアを結ぶことで、自転車を活用した市内外との交流の活性化を図る。

第3章 路線の選定

3-1 全体計画(路線)と重点整備エリア(路線)

西条市は、面積が510.04平方キロメートルあり愛媛県内において、久万高原町、西 予市に次ぐ第3位の面積である。また市域が東西に広域に存在する特性を有しおり、市 内全域における自転車ネットワークの形成にあたっては、多くの時間と費用が伴うこと になる。

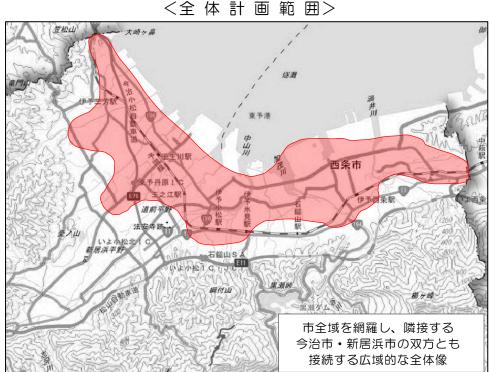
しかしながら、基本方針を踏まえた自転車通行空間の確保・ネットワーク化には、効 率的な事業実施による早期の効果発現が必要である。

従って、まず整備の方向付けを行う全体計画(市内全域で検討)を選定し、その中から 重点整備エリア(路線)を抽出するとともに、今後の自転車通行空間整備に向け先導的 な整備を進めることにより、段階的な展開を図っていくものとする。

3-2 全体計画(路線)の選定

全体計画(路線)は、以下の項目を総合的に判断し選定する。

- ① 上位計画・関連計画における自転車利用路線としての位置づけを考慮する。
- ② 都市計画(市街化区域)の確認や地形を考慮する。
- ③ 既設道路の幅員、交通量、河川・鉄道等の構造上の道路分断を考慮する。
- ② 愛媛マルゴト自転車道や隣接自治体の自転車ネットワーク計画と接続する。
- ⑤ 小学校の自転車通学路の路線を選定する。
- ⑥ 市役所(支所・サービスセンターを含む)や主要な公園を接続する。

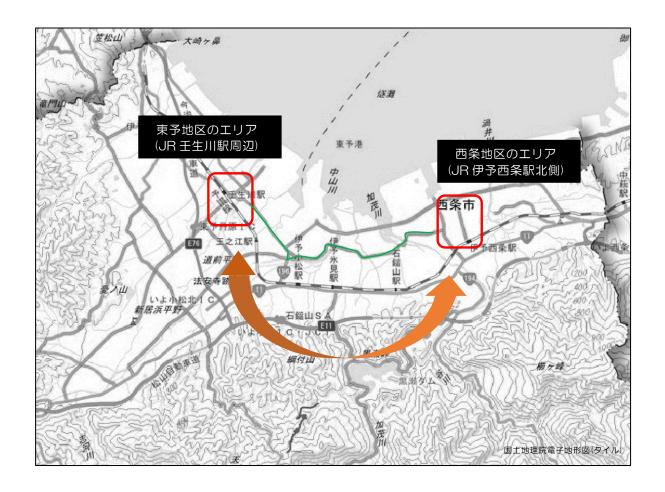


3-3 重点整備エリア(路線)の選定

下記のとおり、整備の必要性が特に高いと考えられる市役所、駅、学校のある市街地を自転車ネットワークの重点整備エリアとして選定する。

< 重点整備エリアの選定 >

自転車交通量が多く、かつ、通学路が多数指定されているが自転車関連事故も多発している【西条地区(JR伊予西条駅北側の市街地)のエリア】と、 自転車関連事故が多発している【東予地区(JR壬生川駅周辺の市街地)のエリア】 2つのエリアを計画対象とする。



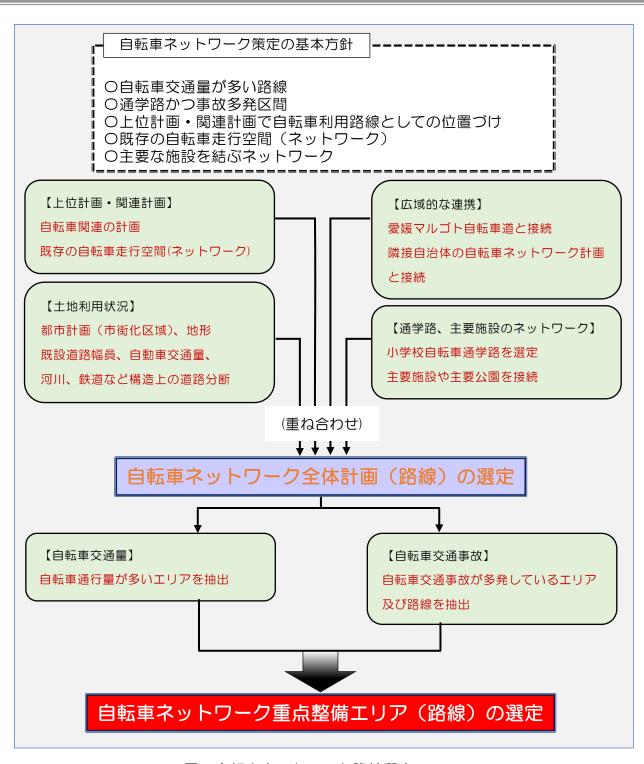


図 自転車ネットワーク路線選定フロー

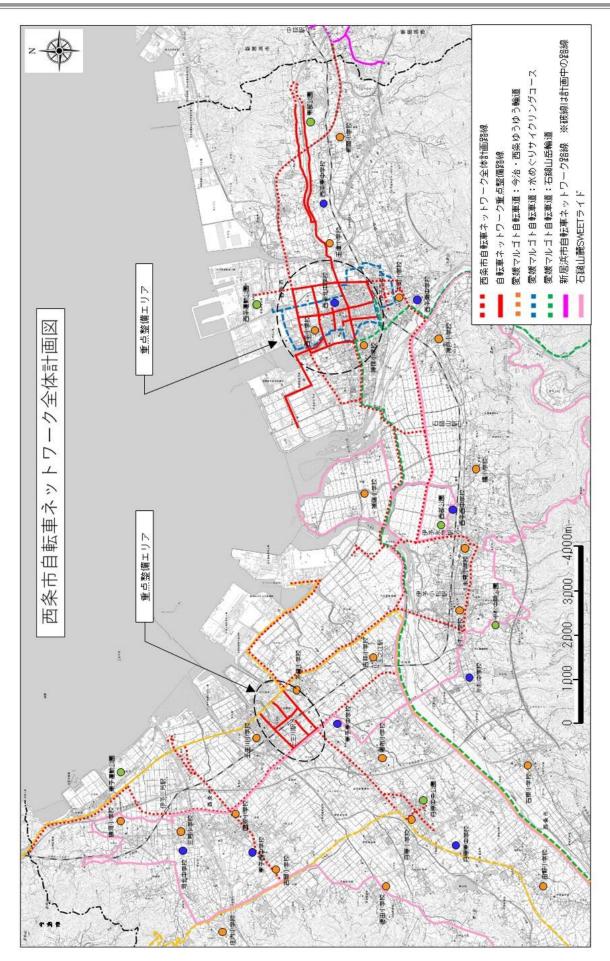


図 全体計画対象路線

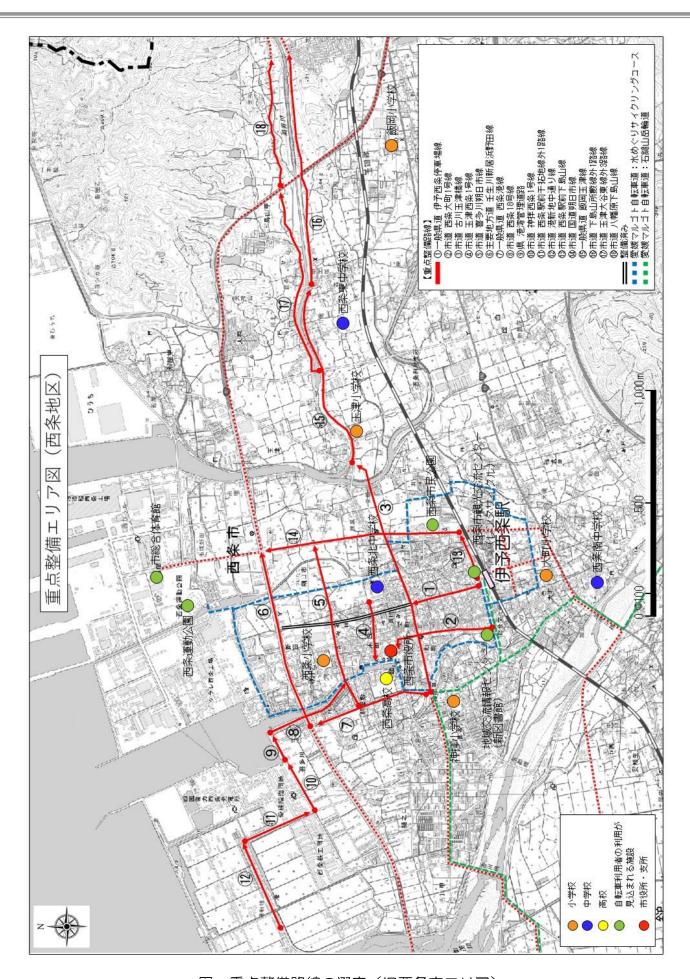


図 重点整備路線の選定(旧西条市エリア)

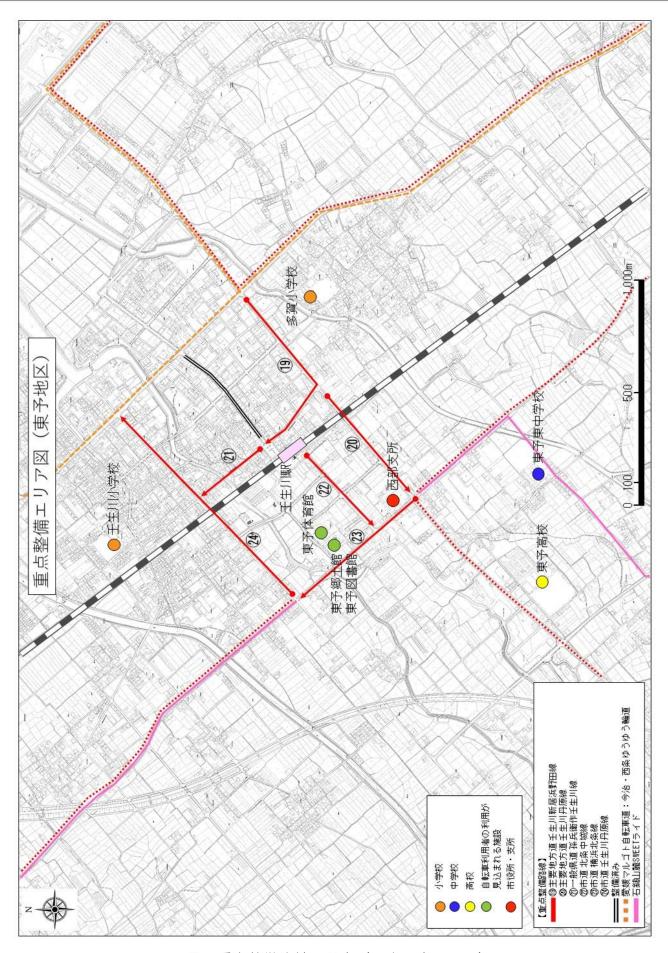


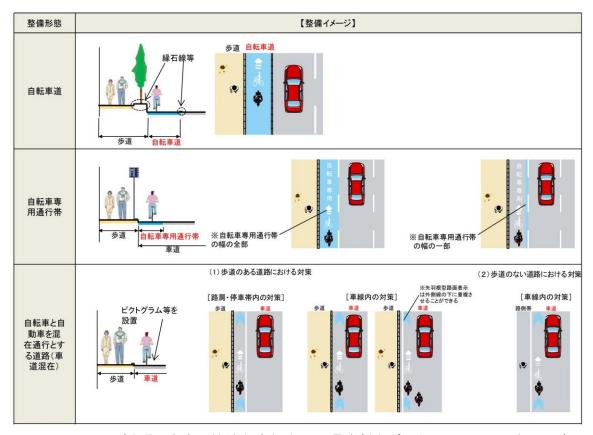
図 重点整備路線の選定(旧東予市エリア)

第4章 自転車通行空間の整備形態の選定

4-1 整備形態の種類

自転車ネットワーク路線について歩行者、自転車の安全性、快適性の向上の観点から、 路線毎に交通状況(自動車の規制速度及び交通量等)や道路状況(道路横断面構造)が 変化する箇所を踏まえて、適切な区間設定を行い、「自転車道」、「自転車専用通行帯」、 「自転車と自動車を車道で混在(車道混在)」のいずれかの自転車通行空間の整備形態を 選定する。

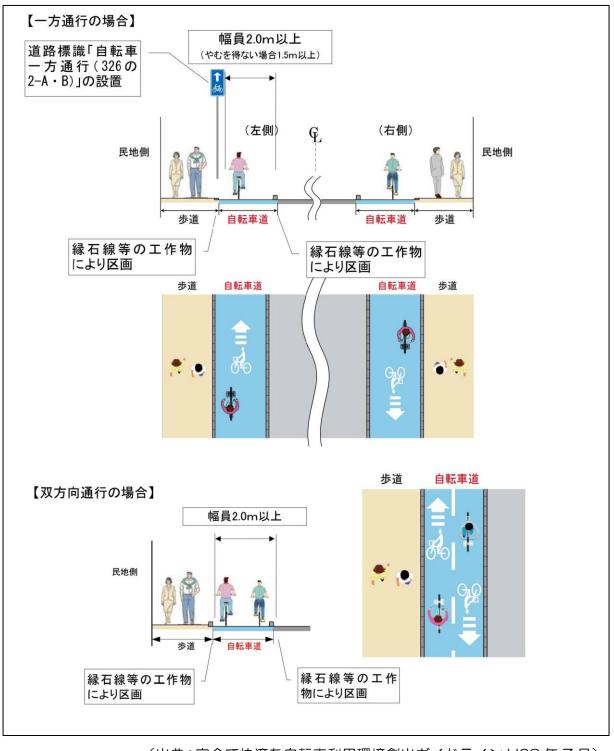
< 基本的な整備形態(イメージ) >



(出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン H28年7月)

4-1-1 自転車道

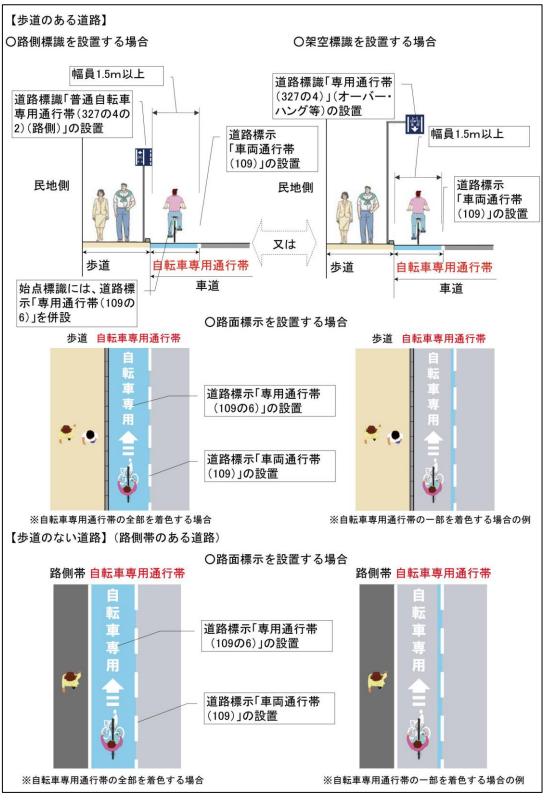
自転車道とは、歩行者と自動車等から縁石線等により構造的に分離した、自転車専用の道路部分である。



(出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン H28 年7月)

4-1-2 自転車専用通行帯

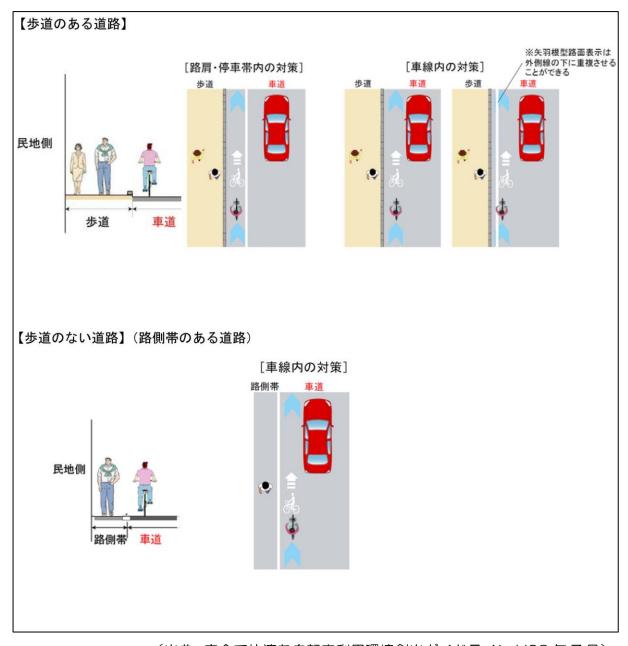
自転車専用通行帯とは、車道に設けられ、歩行者や自動車等から視覚的に分離した、 自転車専用の通行帯である。



(出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン H28 年7月)

4-1-3 車道混在

車道混在とは、車道内を自転車と自動車が混在して通行し、歩行者と区間的に分離したものである。



(出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン H28 年7月)

※自転車と自動車を混在通行とする道路(車道混在)については、自動車に自転車が車道内で混在することを注意喚起するための矢羽根型路面標示、自転車のピクトグラムを設置するものとする。

4-2 整備形態の選定

4-2-1 交通状況を踏まえた整備形態の選定の考え方

選定した路線における整備形態(完成形態)については、自転車は「車両」であるという原則を踏まえ、自転車が車道を通行するための道路空間について検討し、4-1 で述べたいずれかの形態から選定する。下記の表に基づき、西条市の交通状況や既存の道路構造を踏まえて、路線毎に整備形態を選定する。

	A 自動車の速度が高い道路	B A.C以外の道路	C 自動車の速度が低く、 自動車交通量が少ない道路
自転車と自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
目安※	速度が50km/h超	A,C以外の道路	速度が40km/h以下、かつ 自動車交通量が4,000台以下
整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在(自転車と自動車を 車道で混在)

[※]参考となる目安を示したものであるが、分離の必要性については、各地域において、 交通状況等に応じて検討することができる。

(出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインH28年7月)

4-2-2 整備形態選定フロー

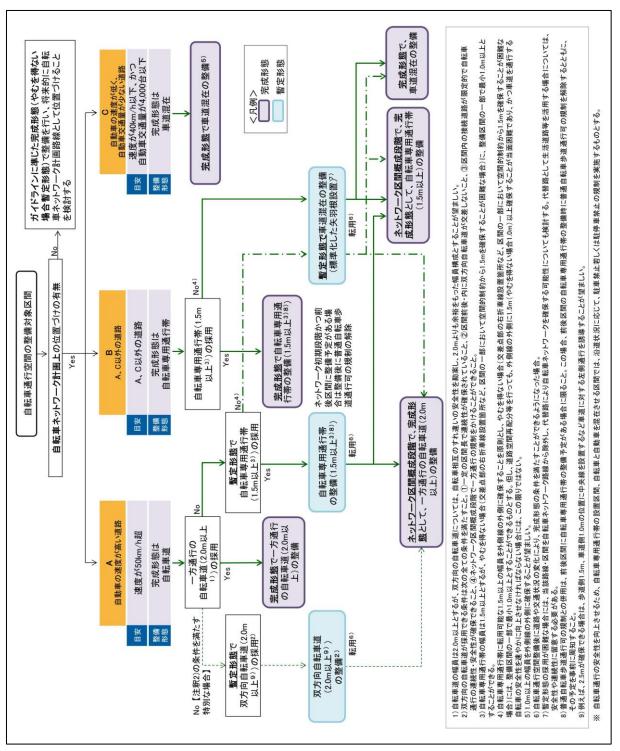
選定した自転車ネットワーク路線は概ね既設道路であるため、道路空間の再配分や道路拡幅の可能性等、選定した完成形態の整備が可能か検討する。道路空間の再配分等を行っても本来整備すべき完成形態での整備が当面困難な場合は、暫定形態での自転車通行空間の整備についても検討する。

次に示す図「車道通行を基本とした暫定形態を考慮した整備形態選定フロー(安全で 快適な自転車利用環境創出ガイドライン H28 年 7 月)」を参考に、整備形態を選定す る。

ただし、道路空間の再配分は警察との協議は元より、地域住民の理解も必要であるため、本計画では各路線の整備形態についてはフロー図の提示に留め、施工時において各関係機関と協議・調整し決定するものとする。

尚、協議・調整が困難な場合は、簡易な路面案内標示等を検討するものとする。

< 車道通行を基本とした暫定形態を考慮した整備形態選定フロー >



(出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインH28年7月)

4-2-3 計画範囲における事業実施の考え方

計画範囲における整備については、前述のとおり長期の時間を要すため、以下の優先整備順位の考え方を基に、進めていくものとする。

- ① 重点整備エリアの整備を推進する。
- ② 全体計画範囲路線において道路改良を予定している路線、その他早期の整備が可能な路線を実施する。
- ③ ①②以外の路線は、必要に応じて、簡易な路面案内標示等を実施する。

尚、②については道路改良事業のスケジュールに左右されるため、重点整備エリアと並行し実施することも考えられる。道路改良路線が重点整備エリアに含まれていない場合においては、柔軟に整備を実施し、効率的な事業実施による自転車通行空間の早期の確保が必要である。

第5章 自転車利用ルールの周知徹底

5-1 利用ルール周知によるマナー向上

自転車ネットワーク路線の整備に併せて、自転車利用者の通行ルールやマナーの向上 を図ることが、安全で快適な自転車通行空間の創出において重要である。

5-1-1 小学3年生以上を対象とした交通安全教室の開催

交通安全協会による、本格的に自転車を利用開始する小学3年生以上を対象に交通安全教室を開催している。小学校によっては交通公園を利用して交差点での安全確認、横断歩道や踏切の渡り方等、自転車の交通ルールとマナーに対する知識の向上を図っている。



(交通安全教室)

5-1-2 関係機関との連携による自転車利用ルールの周知

愛媛県警察ホームページでは、自転車安全利用五則を、愛媛県では平成 25 年に「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が施行され、現在では自転車損害 賠償保険等の加入の必要性について啓発している。西条市も他機関と連携した啓発活動を行い、継続することが重要である。



(愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例 チラシ)

5-1-3 市ホームページ等による自転車利用ルールの周知

自転車利用のルール・利用者の責務・保険・点検整備等について、市のホームページや市庁舎内モニターで、継続的に啓発を行っている。



(西条市ホームページ)



(西条市庁舎内モニター)